

国土交通省アスベスト対策推進本部

(第2回)

平成17年12月27日
省 議 室

議 事 次 第

1. 開会
2. 政府のアスベスト総合対策について
3. 政府の総合対策を受けた今後の対応について
4. 閉会

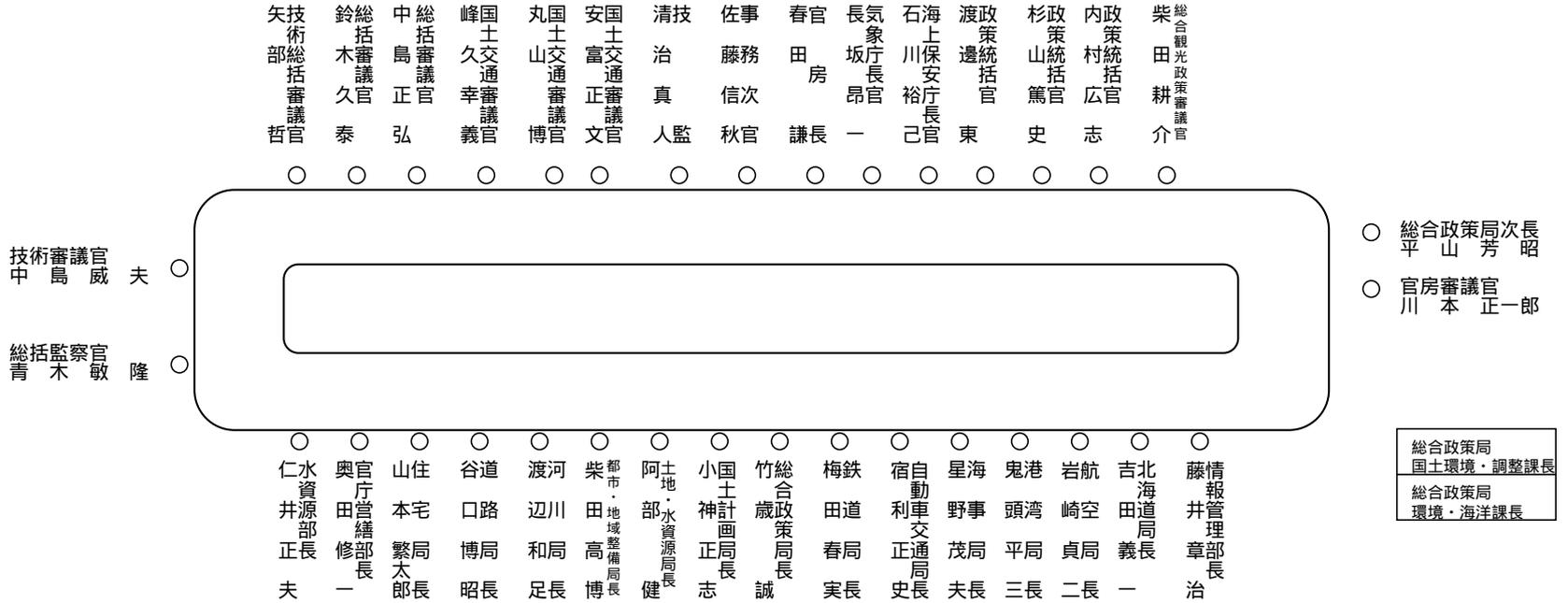
(配付資料)

- 資料1 アスベスト問題に係る総合対策
- 資料2 被害者救済新法の制度概要
- 資料3 国土交通省アスベスト総合対策
- 資料4 国土交通省アスベスト関連予算
- 資料5 アスベスト関連一括法について
- 資料6 建築基準法改正案の概要
- 資料7 建設業におけるアスベスト対策
- 資料8 宅地建物取引業法の重要事項説明へのアスベスト調査に関する事項の位置付けについて
- 資料9 建物の鑑定評価におけるアスベストの検討状況

(参考資料)

- 参考1 国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について
- 参考2 公共住宅における吹付けアスベストに関する調査結果について
- 参考3 不特定多数の方が利用される運輸関連施設における吹き付けアスベストの処理状況について
- 参考4 石綿に関する行動計画の進捗状況について

< 第 2 回アスベスト対策推進本部 >



総合政策局 国土環境・調整課長
総合政策局 環境・海洋課長

「アスベスト問題に係る総合対策」(案)の概要 (12月27日)

1 隙間のない健康被害者の救済

17年度補正予算案額：388億円
18年度予算案額：93億円

救済新法の制定

「石綿による健康被害の救済に関する法律案」
(仮称)を18年通常国会冒頭に提出

労災制度の周知徹底等

労災認定基準の改正
労災制度の周知徹底

研究の推進等

中皮腫抗がん剤
「ペムトレキセド」の
早期承認等

2 今後の被害を未然に防止するための対応

17年度補正予算案額：1,417億円
18年度予算案額：29億円

既存施設での除去等

地方自治体の取組への支援
(**地方財政法改正**)
国の建築物等について除去等実施
民間建築物における取組への支援
(助成措置の新設 + 中小企業等を対象とした低利融資制度の創設)
吹付けアスベスト等の使用規制
(**建築基準法改正**)

解体時等の飛散・ばく露防止

飛散防止のための規制の拡充
(**大気汚染防止法改正**)
石綿障害予防規則等の周知・指導

アスベスト廃棄物の適正処理

アスベスト廃棄物の無害化処理推進
(**廃棄物処理法改正** + 税制上の措置の新設)
廃アスベスト適正処理の規制強化

アスベスト早期全面禁止

代替化を促進し18年度中に全面禁止措置

3 国民の有する不安への対応

18年度予算案額：4億円

実態把握・国民への情報提供

解体現場周辺の大気中濃度測定
室内アスベスト濃度指標設定に資する調査研究
健康被害者の実態調査

健康相談等の対応

国民の健康相談への対応
健康管理手帳の交付要件等の見直し
アスベスト関連の作業に従事した退職者への健康診断の実施
一般住民の健康管理の促進

(注1) は一括法(「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案」(仮称))として18年通常国会冒頭に提出。

(注2) 18年度予算案額は、関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額。

(注3) 18年度予算案額においては、施設整備等経費の交付金等(約1.4兆円)の内数となっているものについては含まれていない。

アスベスト問題に係る総合対策

平成 17 年 12 月 27 日
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

平成 17 年 7 月以来、アスベスト問題に関しては、関係閣僚会合を開催して「アスベスト問題への当面の対応」を取りまとめ、その早急な対応を図ってきたところであるが、今般、アスベストによる健康被害に関する法的措置や平成 18 年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ、「アスベスト問題に係る総合対策」を次のとおり取りまとめる。

今後、関係省庁は、緊密な連携・協力を図りつつ、本総合対策の効果的・効率的な実施を図るものとする。本対策を実施するに当たっては、関係者の意見を十分に聴取するとともに、中小企業に適切な配慮を行うものとする。

1 隙間のない健康被害者の救済

(1) 救済新法の制定

アスベストによる健康被害者のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」(仮称)を、平成 18 年の通常国会の冒頭に提出するとともに、法案成立後はその速やかな施行に努めるものとする。(詳細は、別紙のとおり)

なお、平成 17 年度中に、医学専門家による検討を踏まえ、救済新法に基づく給付の認定基準を定めるものとする。

(2) 労災補償制度の周知徹底等

労災補償給付の認定基準について、救済新法の認定基準の検討と併せて、平成 17 年度中に改正する。

アスベストによる疾病について、労働者が適切に労災補償給付を受けられるよう、医療従事者に対する医学的な情報の提供、国民からの相談対応等、労災補償制度の周知徹底等を図る。また、引き続き、労災補償給付の認定の迅速かつ適正な事務処理を実施する。

なお、中皮腫の診療のための通院費については、居住地等の近くに専門的な診療機関が確保できていないという実情を踏まえ、その支給範囲の拡大を図っている。

(3) 被害者救済に資する研究の推進等

中皮腫に対する抗がん剤「ペメトレキセド」の早期承認のため、薬事法上の承認申請に対し、有効性・安全性についての迅速な審査を行う。

アスベストに起因する中皮腫について、国立がんセンター等において、大学病院、労災病院等の臨床データを収集・共有するための情報システムの整備等、早期診断・治療法の開発のための基盤整備を行うとともに、放射線医学総合研究所、理化学研究所等において、中皮腫の早期診断システムの確立に向けた研究等を引き続き行う。

2 . 今後の被害を未然に防止するための対応

(1) 既存施設におけるアスベストの除去等

飛散・ばく露のおそれがあり、かつ、児童、患者等が利用する等により、早急に対応すべき以下のような施設について、吹付けアスベスト等の使用実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体等によるアスベストの除去等に対する支援を行う。

学校その他の文教施設等

病院、社会福祉施設、公共職業能力開発施設等

かんがい排水施設等

下水道施設等

公営住宅その他の公的賃貸住宅

なお、地方公共団体所有の施設におけるアスベストの除去等については、特別交付税や地方債の活用を通じ、地方公共団体への財政

支援を行う。(地方債を財源とすることができるよう、地方財政法の改正法案を、平成18年通常国会の冒頭に他のアスベスト対策関連法案と合わせた一括法案として提出)

庁舎や防衛関連施設その他の国家機関の建築物等についても、緊急性の高いものから除去等を行う。

民間建築物等について、多数の者が利用するものについて、吹付けアスベスト等の使用実態調査の結果を踏まえ、アスベストの除去等に対する支援措置を新設(優良建築物等整備事業の拡充)するほか、住宅におけるアスベスト除去費用等に対して地域住宅交付金等の活用を図る。

また、引き続き、飛散・ばく露のおそれのある建築物の所有者に対する指導を行う。

これらの措置を講ずるとともに、使用実態調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物について、飛散防止の措置状況等(除去された吹付けアスベストの処理状況を含む)のフォローアップを行う。

事業者がアスベストの除去等を円滑に行えるようにするため、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本政策投資銀行に低利融資制度を創設する。

また、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫が無担保等融資を円滑に実施するため、無担保等リスクに係る上乗せ金利を引き下げることによる出資金を中小企業金融公庫、国民生活金融公庫に交付する。

私立学校、病院、社会福祉施設、農林水産業者が所有する施設等におけるアスベストの除去等について、既存の低利融資制度の活用を図る。

また、アスベストの飛散による健康被害を防止するため、増改築時における除去等の義務付け、飛散防止対策についての立入調査等を行うことができるよう、建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容とする建築基準法の改正を行う。(平成18年通常国会の冒頭に他のアスベスト対策関連法案と合わせた一括法案として改正法案を提出)

(2) 解体時等の飛散・ばく露の防止

アスベストの大気環境への飛散防止対策として、大気汚染防止法令の整備を行い、規制（都道府県知事への事前届出等）の対象となる建築物の規模要件の撤廃等（平成18年3月1日施行）に加え、アスベストを使用しているプラント等の工作物についても、解体等の作業に伴う規制の対象に追加することを内容とする大気汚染防止法の改正を行う。（平成18年通常国会の冒頭に他のアスベスト対策関連法案と合わせた一括法案として改正法案を提出）

石綿障害予防規則の改正を行い、アスベスト取扱作業において、アスベストに関する専門的な技能講習を修了した作業主任者の設置を義務付けるとともに、技能講習の実施による作業主任者の確保に努める。

建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するため、解体業者等に対する研修の実施や相談窓口の設置のほか、解体作業に従事する労働者に対する特別教育の実施、建材中のアスベスト含有率を測定する分析機関の育成、大気中の濃度を測定する地方公共団体の測定技術者の育成等を行う。あわせて、現場でのアスベスト建材の識別に役立つ資料を作成する。

アスベストの飛散抑制に資する技術の研究・開発を支援するとともに、飛散防止マニュアルを作成する。

石綿障害予防規則等関連法令の周知を引き続き行う。また、労働基準監督署による事業場に対する監督指導等のほか、解体等作業現場において飛散防止、ばく露防止対策の実施内容等を掲示するよう指導を行う。

(3) アスベスト廃棄物の適正な処理

アスベスト廃棄物等の円滑かつ安全な処理を促進し、処理施設を確保するため、高度な技術により無害化処理を行う者について環境大臣が認定する制度を新設することを内容とする廃棄物処理法の改正を行う。（平成18年通常国会の冒頭に他のアスベスト対策関連法案と合わせた一括法案として改正法案を提出）

アスベスト廃棄物処理施設（熔融施設、破碎施設等）を所得税・

法人税の特別償却の対象施設として追加する等の税制上の措置により、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進する。また、無害化処理の研究・技術開発を支援する。

非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を促進するため、廃棄物処理法令の整備を行い、廃棄物処理事業者が遵守すべき処理基準に飛散防止のための措置等を盛り込むとともに、解体作業等によるアスベスト廃棄物の発生情報が確実に把握されるよう、産業廃棄物管理票や委託契約書にアスベスト廃棄物である旨の記載を義務付ける。

市町村によるアスベスト含有家庭用品が廃棄された場合の安全かつ確実な処理方法を定めた対策指針を今年度中に決定する。

また、市町村等によるアスベスト含有家庭用品を処理するための施設の整備を推進する。

(4) アスベストの早期全面禁止

民間事業者等による実証事業等に対する支援等により、例外的に使用されるアスベスト含有製品の早期の代替化を促進するとともに、全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成18年度中に措置する。

3 国民の有する不安への対応

(1) 実態把握と国民への積極的な情報提供

大気中のアスベスト濃度測定については、建築物の解体現場周辺等における実測調査を引き続き実施する。

通常室内等の低濃度環境におけるアスベスト濃度測定技術の確立を含め、建築物室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行う。

また、アスベストに関する情報を消費者等に適切に提供するため、住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備するとともに、建築基準法令の改正内容等を踏まえ、宅地建物取引業法

上、アスベスト調査に関する事項を取引の際の重要事項説明の対象とすること、アスベストを建物の鑑定評価実務に的確に反映する方策についての検討を行う。

中皮腫で亡くなられた方について、職業歴の有無、初期症状、確定診断の方法等を把握等するための調査研究を引き続き行うとともに、一般環境経由によるアスベストばく露による健康リスクが高いと考えられる地域について、周辺住民に対する健康被害に関する実態調査を実施する。

アスベスト含有家庭用品についての情報提供を引き続き行うとともに、アスベスト含有建材について、識別方法等についての情報のデータベースを整備する等、情報提供を推進する。

(2) 健康相談等による対応

アスベストによる健康被害についての国民の不安に対応するため、保健所、労災病院、産業保健推進センター等において健康相談に対応するとともに、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、医療関係者からの相談への対応を引き続き実施する。

調査研究の結果等を踏まえ、アスベスト取扱作業従事者に対する健康管理手帳の交付要件等の見直しを行う。また、船員であった者に対する健康管理制度（平成17年12月15日より手帳の交付申請の受付開始）を実施する。

事業者に対し、アスベスト関連作業に従事し退職した者に対しても健康診断を実施するよう要請するとともに、事業者の廃業等で健康診断を受けられない退職者については、平成18年度に臨時の無料健康診断を実施する。

このほか、「石綿に関する健康管理等専門家会議」において検討し、その結果を活用して、一般住民等の健康管理の促進を図る。

石綿による健康被害の救済に関する法律案(仮称)

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な

救済を図る。

施行日：基金の創設

公布の日

救済給付の支給

公布の日から起算して6ヶ月を超えない

範囲において政令で定める日

事業者からの費用徴収 平成19年4月1日

制度全体について5年後に見直し。

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

全事業主
労働保険徴収システムを
活用
一定の要件に該当する事
業主(石綿との関連
が深い事業主)から追加費用
を徴収

国

平成17年度補正予算に
より基金に拠出
基金創設時の事務費の
全額及び平成19年度
以降は事務費の1/2
を負担

地方公共団体

国の基金への費用負担の
1/4に相当する金額を
平成18年度以降
一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金

(独)環境再生保全機構に設置

石綿に起因する指定疾病

・中皮腫
・肺がん

救済給付

・医療費(自己負担分)
・療養手当(約10万円/月)
・葬祭料(約20万円)
・特別遺族弔慰金(280万円)
(法施行前の死亡者の遺族に対する救済給付)

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

(特別遺族給付金の支給)

対象者：指定疾病により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に
基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

給付額：特別遺族年金 原則240万円/年

特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

財 源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。

石綿による健康被害の救済に関する制度案の概要

1．救済制度の基本的考え方

本救済制度は、石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広くかつ大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生してきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、石綿による健康被害者であって労災補償による救済の対象とならない者を対象とし、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、石綿による健康被害者の間に隙間を生じないように迅速かつ安定した救済制度を実現しようとするものである。

2．指定疾病

石綿を原因とする中皮腫
石綿を原因とする肺がん

3．認定

指定疾病にかかっていると認められる者（労災補償の対象者を除く。）の申請に基づき、当該疾病が石綿に起因するものである旨の認定を行う。当該認定に関する業務は、独立行政法人環境再生機構（以下「機構」という。）が行うものとする。当該認定に係る申請は、環境省地方環境事務所を経由して行えるとともに、機構は、当該認定に係る申請に関する業務を機構以外の者（例えば保健所）に委託することができる。

4．救済給付

医療費	自己負担分
療養手当	約 10 万円 / 月
葬祭料	約 20 万円
特別遺族弔慰金	280 万円（法施行前の死亡者に限る。）

5．救済給付の財源

機構に石綿健康被害救済基金を創設し、その給付費用の負担は以下のとおり（平成 19 年度から平成 22 年度にかけて、約 90 億円 / 年の見込み。）。なお、制度施行から 5 年後までに費用負担のあり方を再検討する。

- （1）国は、石綿による健康被害の救済制度の早急かつ安定的な立ち上げの観点等から、平成 17 年度補正予算により、基金に拠出し、また、基金創設時の事務費の全額を負担する（補正予算額 388 億円）。平成 19 年度以降は事務費の 1 / 2 を負担する。
- （2）地方公共団体は、基金創設の趣旨にかんがみ、国の基金への費用負担（救済給付の支給に要する費用に限る。）の 1 / 4 に相当する金額を平成 18 年度以降一定の期間で

基金に拠出する。

- (3) 事業主は、平成 19 年度以降の給付費用分(事務費のうち国が負担する分(1/2)及び地方公共団体による拠出分を除く。)を拠出する。なお、拠出は以下の二つの方法によるものとし、その詳細については有識者等による検討を経た後、平成 19 年度からの徴収に支障が生じないように平成 18 年度の前年の出来るだけ早い時期に決定する。

労働者を雇用する事業主等による拠出

石綿は、産業基盤となる施設、設備、機械等に広く使用されてきたものであり、およそ事業活動を営む全ての者が、石綿の使用による経済的利得を受けてきたと考えられる。このため、石綿の使用による経済的利得を受けてきている者全てが、救済費用を負担する。

石綿の使用から受けた経済的利得の度合いを反映する指標としては賃金総額を活用し、これに一定の率を乗じて各事業主等の拠出金額を算出する。

この拠出金は、労働保険料とは別のものであるが、その徴収については労働保険徴収システムを活用する。また、労働保険徴収システムの対象とならない者からの徴収については別途機構が行う。

石綿との関連が特に深い一定要件に該当する事業主による追加費用の拠出

事業主のうち石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる者には、石綿による健康被害の救済についてより大きな責任を負うべきものと考えられることから、全事業主等の共通の負担に加えて更なる負担を求める。

対象となる事業主の範囲及び負担額については、石綿の使用量、健康被害の発生状況その他の要件を勘案して定める。

なお、追加費用の徴収については、機構が行う。

6. 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置として、特別遺族給付金を支給することとし、その対象者、額は次のとおりとする。

(1) 対象者

指定疾病により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

なお、本措置に関する疾病の範囲については、2.に掲げる指定疾病を基本としつつ、引き続き検討する。

(2) 額

特別遺族年金：原則 240 万円 / 年

特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

(3) 必要経費

労働保険特別会計労災勘定から負担する。

7. 制度の見直し

環境省は、被害者の発生に関する知見やデータの蓄積を行いつつ、広く関係者の意見を聴くこととする。その上で、石綿による健康被害の救済制度の施行後5年後までに、事業者、国、地方公共団体の適切な役割分担を踏まえつつ必要な見直しを実施する。その際、引き続き事業者に過大な負担とならないよう留意する。

8. 施行期日

石綿の健康被害者の救済は施行後早急に実施する。また、事業主等からの費用の徴収は平成19年度から実施する。

国土交通省におけるアスベスト問題に係る総合対策 (政府の総合対策H17.12.27決定)

今後の被害を未然に防止するための対応

(1) 既存施設におけるアスベストの除去等

補正予算186億円を計上し、飛散ばく露のおそれがある早急に対応すべき施設について、吹付けアスベストの早期の除去等を促進。

- ・公共施設、公共住宅等について、地方公共団体等によるアスベストの除去等に対して支援
- ・国家機関の建築物等について、緊急性の高いものから除去等を実施
- ・民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助
- ・事業者に対して、日本政策投資銀行等の低利融資

飛散防止の措置状況等のフォローアップを実施。

建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容とする建築基準法の改正を行う (次期通常国会冒頭に一括法案として提出)。

(2) 解体時等の飛散・ばく露の防止

建設業団体から報告のあったアスベスト飛散防止のための行動計画のフォローアップを行い、引き続き作業員等を対象とした講習会の実施を推進
現場でのアスベスト建材の識別に役立つ資料を作成、提供

隙間のない健康被害者への対応

アスベストによる健康被害のうち、既存の法律で救済されない被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置として、平成18年の通常国会の冒頭に提出される「石綿による健康被害の救済による法律案」(仮称)の成立後、その速やかな施行に協力。

国民の有する不安への対応

建築物内の室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行う。
住宅性能表示制度において室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備。
アスベスト含有建材についての情報をデータベース化する等、情報提供を推進。
建築基準法令の改正内容等を踏まえ、宅地建物取引業法上、アスベスト調査に関する事項を重要事項説明の対象とすること、関係機関の調査結果を踏まえ、アスベストを建物の鑑定評価実務に的確に反映する方策を検討。
船員であった者に対する健康管理制度を実施 (平成17年12月15日より手帳の交付申請の受付開始)。

国土交通省アスベスト対策推進本部により
アスベスト対策を推進

平成17年12月27日

国土交通省

アスベスト対策関連予算について

1 平成17年度補正予算案 **186億円**国の施設におけるアスベスト除去等（官庁営繕等） 107億円

吹付けアスベスト等が露出している国の施設のうち緊急に対応する必要があるものについて、除去等の対策を実施する。

民間建築物等におけるアスベスト除去等への支援（優良建築物等整備事業）

50億円

吹付けアスベスト等が露出している民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助を行う。

公共施設におけるアスベスト除去等（都市公園・下水道） 22億円

吹付けアスベスト等が露出している施設について、緊急性の高いものから、除去等の対策を推進する。

海上保安庁巡視船艇等におけるアスベスト除去等 7億円

海上保安庁巡視船艇等において使用されているアスベストの除去等を行う。

アスベスト除去等への低利融資の創設（環境省・経済産業省・厚生労働省と共管）

事業者によるアスベスト除去等を促進するため、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本政策投資銀行の低利融資制度を創設する。

2 平成18年度予算案

民間建築物等におけるアスベスト除去等への支援（優良建築物等整備事業）

52億円の内数

吹付けアスベスト等が露出している民間建築物等で多数の者が利用する建築物について、吹付けアスベスト等の除去等に対し補助を行う。

住宅におけるアスベスト除去等への支援（地域住宅交付金）1,520億円の内数

住宅において使用されている吹付けアスベスト等の除去等に対し補助を行う。

アスベスト除去等への低利融資

事業者によるアスベスト除去等を促進するため、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本政策投資銀行の低利融資制度を活用する。

建築物室内のアスベスト濃度指標設定についての基礎的な調査研究

平成18年度科学技術振興調整費の「安心・安全で快適な社会の構築のための環境保全・再生に関する研究開発・技術実証実験」の中で実施。

アスベスト含有建材について、

識別方法等についての情報のデータベースの整備

経済産業省と協力して、既存の予算を活用して実施。

石綿による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための法的措置について

平成17年12月
環境省
国土交通省
総務省

1. 趣旨

本年末を目途に政府として取りまとめるアスベスト問題に対する総合対策のうち、アスベストによる人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要となる法律の整備について、一括して行う。

2. 検討中の内容（順不同）

（1）大気汚染防止法の一部改正〔環境省〕

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

（2）廃棄物処理法の一部改正〔環境省〕

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

（3）建築基準法の一部改正〔国土交通省〕

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。

（4）地方財政法の一部改正〔総務省〕

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方債の起債の特例対象とする。

大気汚染防止法改正案の概要

平成 17 年 12 月
環 境 省

アスベストを使用している工作物（工場のプラント等）について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

1. 背景

現行の大気汚染防止法では、解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策として、建築物の解体等の作業のみが規制対象とされている。

一方、工場のプラントなどの、建築物に該当しない工作物の解体等の作業については、規制対象とされていない。

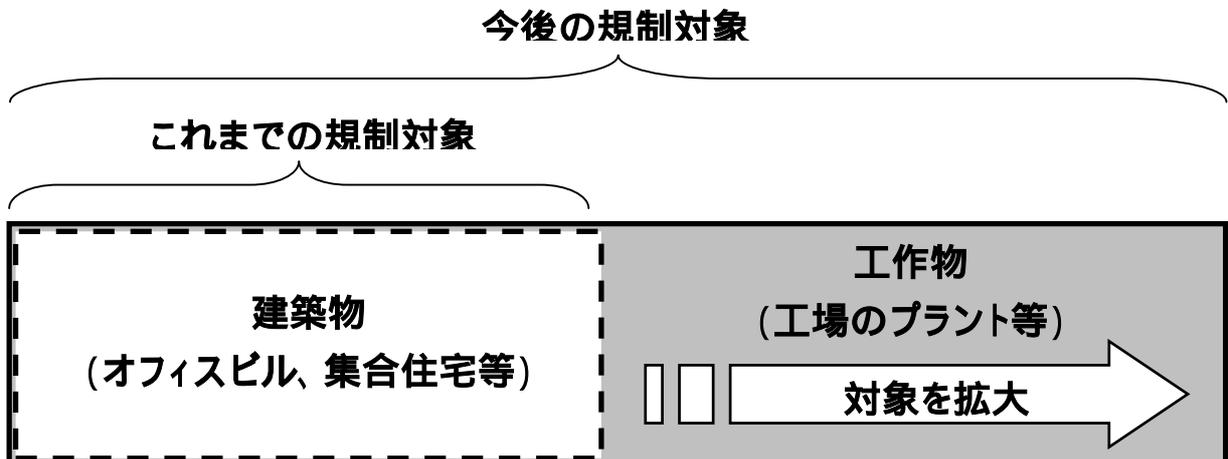
このため、今後、飛散性のアスベスト建材が使用されている工作物の解体等の作業に伴い、大気汚染が問題化する懸念がある。また、同種の施設（建築物に付設された煙突と工作物に付設された煙突など）の間で不合理な規制格差が生じることとなる。

2. 概要

アスベストを使用している工作物の解体等の作業を、大気汚染防止法の規制対象に追加する。

これにより、建築物の解体等の作業と同様に、都道府県知事への事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守などが義務づけられることとなる。

<<参考>>規制強化の概念図



廃棄物処理法改正案の概要

平成 17 年 12 月
環 境 省

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

1. 背景

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品）が、今後大量に発生*。

* ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上。

住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

これを安全かつ円滑に処理するために、従来 of 埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート*の確保が必要。

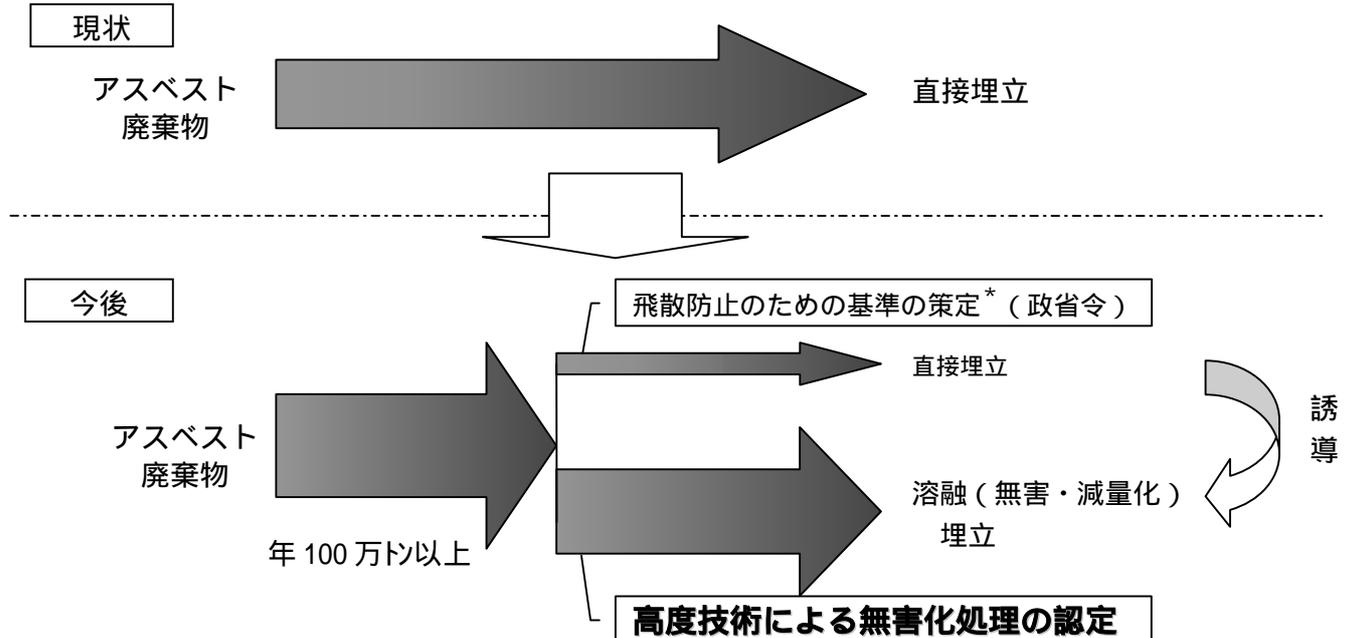
* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

2. 概要

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定*することにより、促進・誘導。

* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

建築基準法改正案の概要

平成 17 年 12 月

国土交通省

アスベストによる健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用を規制するための改正を行う。

1. 背景

吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

【規制の効果】

増改築時における除去等を義務づけ

アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施

報告聴取・立入検査を実施

定期報告制度による閲覧の実施

地方財政法改正案の概要

平成 17 年 12 月

総務省

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方財政法第 5 条に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるよう、特例規定を設ける。

1. 背景

現行の地方財政法では、公共施設等の解体やアスベスト建材の撤去のみの事業や飛散防止のみのための応急事業は、地方財政法第 5 条第 5 号の「建設事業費」に該当しないものと解されており、地方債をもって財源とすることはできないこととされている。

これらの工事は、健康被害の発生の防止のため緊急に対応することが必要であるが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから実施が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。

2. 概要

地方公共団体が公共施設等の解体やアスベスト建材の除去を行う場合、地方財政法第 5 条第 5 号の「建設事業費」に該当しない場合であっても地方債をもって財源とすることができることとする。

建築基準法改正案の概要

平成 17 年 12 月

国土交通省

社会資本整備審議会建築分科会での建議(12月12日)を踏まえ、アスベストによる健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用を規制するための改正を行う。

1. 背景

吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。

このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないように、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散のおそれのあるものの使用を規制する。

【規制の効果】

増改築時における除去等を義務づけ

アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施

報告聴取・立入検査を実施

定期報告制度による閲覧の実施

「石綿による健康等に係る被害の防止のための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」として、建築基準法のほか、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方財政法を一括化して、次期通常国会の冒頭で処理の予定。

建議「建築物における今後のアスベスト対策について」概要

社会資本整備審議会建築分科会において、本年8月にアスベスト対策部会を設置、9月より部会を3回開催し、本日、「建議『建築物における今後のアスベスト対策』」としてとりまとめた。その概要は以下のとおり。

1 建築基準法による規制等

建築基準法において、飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止し、増改築時における除去等の義務づけ、飛散防止対策についての勧告・命令、報告聴取・立入調査の実施、定期報告制度による閲覧等を行うことができるようにすべき。

2 解体時等における飛散防止

解体時の飛散防止対策のため関係団体等に対し法令遵守を徹底すべき。
地震発生後の飛散防止対策のため、応急危険度判定において、アスベストの飛散危険性の判定も実施することを検討することが必要。

3 調査・研究・技術開発等

現在実施中の吹付けアスベストの実態調査のとりまとめとともに、調査マニュアルの作成、調査員に対する研修等を行ったうえで追加の実態調査が必要。

アスベスト繊維の飛散に関し知見の少ない建材については、早急に調査・研究を実施することが必要。

アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法等の技術開発を推進し、優れた技術は普及を図ることが必要。

室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標を検討することが必要。

4 環境整備

吹付けアスベスト等の除去等の費用について支援制度を検討することが必要。

住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備することが必要。

建築物の所有者等からの問い合わせに対応するための相談体制を整備すべき。

アスベストの調査方法、除去方法等について講習会・研修会を実施し、専門家・事業者の育成を図るべき。

普及啓発により、適切な除去等や解体工事が行われるようにすることが必要。

関係省庁と連携して建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材に関する情報開示を行うことが必要。

吹付けアスベストの実態調査結果について、地方公共団体が今後の適切な維持管理、

解体時の対応等に活用できるよう台帳の整備が必要。

建議「建築物における今後のアスベスト対策について」の概要

背景

アスベスト工場の従業員が中皮腫で死亡していたことを公表(17年6月)

また、工場の近隣住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡 **家族・近隣住民**
これまでは近隣や家族への影響はないというのが通説。

さらに、文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表(17年8月)

文具店の2階に吹付けアスベストが露出して使用。建材由来の症例は初めて。

建築物

吹付けアスベスト等の実態調査

民間建築物	12,718棟	1(10月28日)
社会福祉施設	245施設	2(11月29日)
病院	324施設	2(11月29日)
学校施設等	771機関	2(11月29日)
公共建築物	6,617箇所	1(11月29日)

1: 露出した吹付けアスベスト等がある建築物数又は箇所数

2: 吹付けアスベスト等があり、ばく露のおそれのある場所を有する施設数又は機関数。(社福施設及び病院は、飛散防止対策済みの数を含む)



吹付けアスベスト



アスベスト含有
吹付けロックウール

写真提供: 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

アスベスト対策部会の建議

社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会を設置(8月)
9月より部会を3回開催。12月に建議としてとりまとめ

建築基準法による規制等

飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止

増改築時における除去、封じ込め又は囲い込みを義務づけ

成型品、封じ込め又は囲い込みを行った吹付けアスベスト等は規制の対象外

アスベスト繊維の飛散のおそれがある場合に**勧告・命令等**を実施

吹付けアスベスト、成型品等が劣化して飛散のおそれがある場合など

報告聴取・立入調査を実施

定期報告制度による**閲覧**の実施

解体時等における飛散防止

(解体時)関係法令遵守を徹底

(地震発生時)応急危険度判定におけるアスベストの飛散危険性の判定

調査・研究・技術開発等

調査研究、技術開発の推進

室内空気中のアスベスト繊維濃度の**指標**の検討

環境整備

吹付けアスベスト等の**除去費用**に対する支援制度等の整備

住宅性能表示制度における表示制度の整備

相談体制の整備、**専門家・事業者の育成**、普及啓発、情報提供

調査マニュアルの作成、調査員の研修 ➡ **詳細な実態調査**

【建築分科会委員名簿】

平成17年10月3日時点

委 員	久 保 哲 夫	東京大学大学院教授	
	黒 川 洸	(財)計量計画研究所理事長	
	小 浦 久 子	大阪大学大学院助教授	
	越 澤 明	北海道大学大学院教授	
	小 林 重 敬	横浜国立大学大学院教授	
	小谷部 育 子	日本女子大学教授	
	櫻 井 敬 子	学習院大学教授	
	園 田 眞理子	明治大学助教授	
	西 谷 剛	國學院大學法科大学院教授	
	村 上 周 三	慶應義塾大学教授	
	矢 野 龍	住友林業(株)取締役社長	
	臨 時 委 員	青 木 宏 之	(社)全国中小建築工事業団体連合会副会長
		浅 見 泰 司	東京大学教授
植 田 和 弘		京都大学大学院教授	
大 竹 文 雄		大阪大学社会経済研究所教授	
大 森 文 彦		東洋大学教授・弁護士	
小 幡 純 子		上智大学教授	
坂 本 雄 三		東京大学大学院教授	
笹 田 己 由		全国建設労働組合総連合住宅対策部長	
巽 和 夫		京都大学名誉教授	
野 村 歡		日本大学教授	
原 田 英 生		流通経済大学教授	
福 井 秀 夫		政策研究大学院大学教授	
藤 本 昌 也		(株)現代計画研究所代表取締役	
古 阪 秀 三		京都大学大学院助教授	
森 民 夫		長岡市長	
森 稔		森ビル(株)代表取締役社長	
野 城 智 也		東京大学教授	

敬称略・委員は五十音順

は分科会長、 は分科会長代理

【アスベスト対策部会委員名簿】

- (委員) 部会長 村上周三 慶應義塾大学教授
部会長代理 久保哲夫 東京大学大学院教授
櫻井敬子 学習院大学教授
矢野 龍 住友林業(株)取締役社長
- (臨時委員) 青木宏之 (社)全国中小建築工事業団体連合会副会長
坂本雄三 東京大学大学院教授
笹田己由 全国建設労働組合総連合住宅対策部長
藤本昌也 (株)現代計画研究所代表取締役
野城智也 東京大学教授
- (専門委員) 合場直人 三菱地所(株)ビル事業本部ビル管理部長
島田啓三 鹿島建設東京支店安全環境部担当部長
富田雅行 ニチアス(株)技術本部環境管理室長
名取雄司 中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長
(医療法人社団ひらの亀戸ひまわり診療所)
野口貴文 東京大学助教授
野本孝三 東京都都市整備局市街地建築部長
本橋健司 (独)建築研究所材料研究グループ長

(敬称略・委員は五十音順)

《本件に関する問い合わせ先》

国土交通省住宅局建築指導課 石坂 tel:03-5253-8111(内線 39564)
03-5253-8514(夜間直通)

建設業におけるアスベスト対策

建設業における主要な対策

- (1) アスベストの飛散防止対策
- (2) アスベスト除去の円滑な推進

平成17年12月27日

(1) アスベストの飛散防止対策

アスベスト飛散防止のための行動計画の更なる推進

- ・ 作業員等を対象とした講習会の更なる実施による受講者の拡大

現状：これまでに、特別教育の講師 145 名を養成
講習会に約 57,000 人が受講
関係法令遵守等のポスター約 55,000 枚を配布 等

解体現場での参考資料の提供

- ・ 現場でアスベスト建材の見分けに役立つ分かりやすい資料
- ・ 石綿関係法令・手続きを簡便に示したポスター

背景：現場で適法に所用の手続きや作業等が行われることが必要

現状：解体時の有害物質パンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い（建設副産物リサイクル広報推進会議）」を改訂。初版 3 万部を発行済み。インターネットでも公開。建設リサイクル法の届出窓口に設置するよう依頼済み

(2) アスベスト除去の円滑な推進

廃棄物処分場の確保

引き続き環境省に処分場の確保とその見通しの明確化について要請
溶融処理が可能な状況においては、溶融処理を積極的に活用するよう建設業界を指導

背景：現在のところ処分場の容量は確保されているが、今後受入拒否が進むと将来的に不足する可能性が大きい
環境省では、溶融（無害化）処理を推進するよう、廃棄物処理法の改正により溶融施設の認定制度を導入予定

参考：廃石綿等の処理に関する許可業者数（平成17年8月現在）

- ・最終処分場 60社
- ・溶融施設 15社

石綿除去業者の確保

石綿含有建材の解体にも必要な作業主任の育成を厚生労働省に要請
適切かつ円滑な処理のため、所用の能力を確認のうえで除去業者を広く活用するよう関係業団体を通じ建設業者を指導
適正な費用の支払いに資するよう除去費用の収集・提供

背景：石綿除去業者の不足（1～3ヶ月待ち状態）。学期末休暇を希望した場合は最長で来年夏休みまで予定が入り始めている（今後延びる傾向）

参考：石綿を取扱う作業が想定される業種の業者数 231,808社

（平成17年3月末現在、左官、塗装、とび・土工の建設業許可を受けた業者数）

石綿作業主任者の有資格者数 約80万人

（平成16年度末までの「特定化学物質等作業主任者技能講習」の修了者の数）

平成 17 年 12 月 27 日
総合政策局不動産課

宅地建物取引業法の重要事項説明へのアスベスト調査に 関する事項の位置付けについて

1. 不動産におけるアスベスト問題の取扱いについては、不動産の購入者等のアスベストに対する関心が急速に高まっていることから、当面の対応として、不動産業界団体を通じて、不動産業者に対し、アスベストの使用の有無について購入者等への情報提供に努めるよう指導した(9月29日、関係業界団体等に通知)。
2. また、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会において、今月12日に、建築基準法におけるアスベスト建材の規制のあり方等について国土交通大臣に対して建議があったところであり、現在、建議を受けて建築基準法令の改正作業が行われているところである。その改正作業を踏まえながら、重要事項説明への位置付けについても、アスベスト調査に要求される専門性と宅地建物取引業者の有する調査能力等を十分に勘案して合理的な制度設計となるよう配慮しつつ、アスベスト調査に関する事項を重要事項説明に盛り込む方向で検討を行う。

建物の鑑定評価にアスベストを的確に反映する方策の検討(概要)

平成 17 年 12 月

国土交通省土地・水資源局地価調査課

アスベスト問題に係る総合対策 3 . 国民の有する不安への対応

(1) 実態把握と国民への積極的な情報提供

関係機関の調査結果等を踏まえ、アスベストを建物の鑑定評価実務に的確に反映する方策の検討。

1. 背景 不動産の資産価値とアスベスト

不動産の資産価値につき、的確な情報を提供するためには、アスベスト等有害物質の使用状況等についても、その価格への影響を適正に把握し、不動産の鑑定評価の実務に反映させていく必要がある。

平成14年に、不動産鑑定士が鑑定評価を行う際の統一基準である「不動産鑑定評価基準(国土交通事務次官通知)」が改定された際には、こうした観点から、その運用上の留意事項に、「アスベストの使用の有無及び飛散防止等の措置の実施状況」に特に留意すべき旨明記されたところである。

2. 概要

検討委員会を設置し、関係各局・機関の調査や施策の進展を踏まえつつ、アスベストによる不動産の価格への影響を鑑定評価に適正に反映するための検討を行う。

また、アスベストの影響を反映した鑑定評価を不動産鑑定士が的確に実施できるよう、その基礎となる情報の普及・提供に努める。

【施策の効果】

アスベストが資産価格に与える影響を的確に把握し、鑑定評価実務に反映するよう努めることを通じて、不動産の価格へのアスベストの影響に

つき、国民に対して的確な情報が提供されることとなる。

不動産鑑定評価基準及び運用上の留意事項（抄）

不動産鑑定評価基準 総論 第3章 不動産の価格を形成する要因

第3節 個別的要因

建物に関する個別的要因

建物に関する個別的要因の主なものを例示すれば、次のとおりである。

- 1. 建築（新築、増改築又は移転）の年次
- 2. 面積、高さ、構造、材質等
- 3. 設計、設備等の機能性
- 4. 施工の質と量
- 5. 耐震性、耐火性等建物の性能
- 6. 維持管理の状態
- 7. 有害な物質の使用の有無及びその状態
- 8. 建物とその環境との適合の状態
- 9. 公法上及び私法上の規制、制約等

基準・運用上の留意事項（抄）

総論 第3章 不動産の価格を形成する要因について

「総論第3章不動産の価格を形成する要因」で例示された土地、建物並びに建物及びその敷地に係る個別的要因に関しては、特に次のような観点に留意すべきである。

2. 建物に関する個別的要因について

（4）有害な物質の使用の有無及びその状態

建設資材としてのアスベストの使用の有無及び飛散防止等の措置の実施状況並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）の使用状況及び保管状況に特に留意する必要がある。

12月27日（火） アスベスト関連記者発表

- 国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について
【営繕部保全指導室】

- 公共住宅における吹付けアスベストに関する調査結果について
【住宅局住宅総合整備課】

- 石綿に関する行動計画の進捗状況について
【総合政策局建設業課、建設振興課、住宅局住宅生産課】

- 不特定多数の方が利用される運輸関連施設における吹付けアスベストの処理状況について
【総合政策局環境・海洋課、鉄道局施設課、自動車交通局企画室】

国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について
(フォローアップ)

平成17年12月27日
国土交通省大臣官房官庁営繕部

国土交通省官庁営繕部においては、アスベスト問題への当面の対応の一環として、平成17年7月29日に国家機関の建築物を管理する各機関に対して、吹付けアスベスト等の使用実態について調査を依頼しました。9月29日に調査結果(9月1-5日現在)を公表したところですが、このたび、フォローアップとして12月16日現在の調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1. 調査概要

- ・ 調査施設：すべての国家機関の建築物
- ・ 調査材料：「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」
- ・ 調査方法：設計図書、目視等を基本に調査を実施(必要に応じて分析調査を実施)

2. 調査結果(12月16日現在)

- ・ 調査対象件数(報告件数) : 84,276棟
- ・ 吹付けアスベスト等の使用が確認された件数 : 936棟
 - うち、封じ込め等の飛散防止対策を実施済みの件数 : 325棟
 - うち、未対策の件数 : 611棟
- ※吹付けアスベスト等の使用が確認できていない件数 : 504棟

3. 調査進捗状況

9月15日時点の調査結果と比較し、

- ・ 吹付けアスベスト等の使用が確認できていない件数 : 6,439棟 → 504棟
- ・ 吹付けアスベスト等の使用が確認された件数 : 1,021棟 → 936棟
 - うち、未対策の件数 : 702棟 → 611棟

(新たに使用が確認された件数が増加した一方で、9月15日以降に除去(除去中を含む)をしたことにより件数が減少。この結果、9月15日現在と比較して件数が減少。)

4. 今後の対応

調査の結果、使用実態の把握及び飛散防止対策の推進が確認されましたが、吹付けアスベスト等の飛散のおそれがある施設においては、除去、封じ込め等の必要な措置を速やかに講ずるほか、吹付けアスベスト等の使用の有無を確認できていない施設については、分析調査等により使用の有無を確認することが必要です。

施設を管理する各機関では、アスベスト対策の推進に向け、補正予算等による措置を進めているところであり、国土交通省においては、各機関に対し、必要な措置を適切に講ずるよう、引き続き、保全指導・支援及び情報提供を行ってまいります。

問い合わせ先：国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 課長補佐 三ツ木浩剛
03-5253-8111(内線23315) 03-5253-8248(直通)

(別添)

平成17年12月27日
国土交通省大臣官房官庁営繕部

国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査結果 (フォローアップ)

・吹付けアスベスト等^{※1}の有無及び飛散防止対策状況

	棟数	備考
調査件数(報告件数)	84,276	
うち吹付けアスベスト等が使用されている	936	
うち対策済み(封じ込め、囲い込み等)	325	
うち未対策	611	
うち現時点で吹付けアスベスト等の使用が確認できない	504	調査継続中含む

※1 「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」をいう。

・吹付けアスベスト等の使用部位・室

使用部位・室	棟数	備考	使用部位・室	棟数	備考
居室	76	事務室など	廊下・階段	68	
倉庫・車庫	188		天井裏等	239	隠ぺい部
設備関係諸室	576		その他	158	

備考)① 1棟において、使用部位・室が複数ある場合は、各々の使用部位・室に件数を計上。

② 件数には、対策済みの棟における使用部位・室も含む。

・吹付けアスベスト等の飛散防止対策の予定

平成17年度中の対策の実施について、
「予定あり」又は「検討中」の件数 : 765棟

備考)① 現時点で、吹付けアスベスト等の使用を確認できていない棟において、「予定あり」又は「検討中」と回答しているものを含む。

② 9月15日以降に除去または封じ込め等の対策を講じた件数(除去中、対策中の件数を含む)は除く。

公共住宅における吹付けアスベストに関する調査結果について

平成17年12月27日
住宅局住宅総合整備課

国土交通省においては、平成17年7月14日に、公共住宅における吹付けアスベストに関する調査について、各事業主体に依頼し、このたび使用実態等について取りまとめましたので、お知らせします。

1. 調査概要

- ・ 調査対象：すべての公共賃貸住宅*のうち、居住者の使用に供する部分
* 公営住宅、改良住宅、地域特別賃貸住宅、地方住宅供給公社賃貸住宅、都市再生機構賃貸住宅
- ・ 調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール*
* 業界の自主規制により、平成元年に使用中止

2. 調査結果

・ 調査対象（総管理数）	40,200団地	247,401棟
・ 吹付けアスベスト等の使用が確認された件数	253団地	907棟
除去等の対策済み	234団地	882棟
未対策	19団地	25棟
・ 調査未了	3団地	4棟
	（12月22日現在）	

3. 今後の対応

未対策19団地については、いずれも目立った劣化及び損傷は見受けられないが、各事業主体において、居住者等と調整のうえ、適切かつ迅速に除去等の対策を実施することとしている（現時点で、10団地については対策完了、4団地で工事中、残り5団地は今後対策予定）。

問い合わせ先：国土交通省住宅局住宅総合整備課 課長補佐 檜橋 康英
03-5253-8111（内線39343） 03-5253-8507（夜間直通）

【お問合せ先】国土交通省(代表5253-8111)
 (全 体) 総合政策局環境・海洋課 飯塚 (内線24-312 直通5253-8264)
 (鉄 道 駅) 鉄道局施設課 原田 (内線40-822 直通5253-8554)
 (バスターミナル) 自動車交通局企画室 島添 (内線41-154 直通5253-8564)

平成17年12月27日

不特定多数の方が利用される運輸関連施設における 吹付けアスベストの処理状況について

平成17年8月26日に公表しました「運輸関連企業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査について」、平成17年10月7日及び平成17年11月8日に公表しました「不特定多数の方が利用される運輸関連施設における吹付けアスベストの処理状況について」において、不特定多数の方が利用する施設等において吹付けアスベストが露出している場所をお知らせしたところですが、これらの場所について、その後の状況を関係事業者を確認したところ次のとおりですので、お知らせいたします。なお、いずれの施設につきましても、事業者において、現状では飛散する状態にないことが確認されています。

1. 鉄道駅

(1) 11月8日時点で吹付けアスベストが旅客用のスペースに露出していた駅

事業者	駅名	飛散防止措置状況
東日本旅客鉄道(株)	川部駅	除去済み
	及位駅	除去済み
	浪岡駅	除去済み
南海電気鉄道(株)	北野田駅	除去済み
横浜市交通局	蒔田駅	仮にビニール等により被覆済み。平成17年度内に措置予定。

(2) 11月8日時点でアスベストを含有している可能性のある吹付け材が旅客用のスペースに露出していた駅

事業者	駅名	現況及び予定
吹付けアスベストであることが判明(1駅)		
南海電気鉄道(株)	浅香山駅	囲い込み済み

吹付けアスベストでないことを確認(25駅)

南海電気鉄道(株)	岸和田駅、尾崎駅、和歌山市駅、三国ヶ丘駅	—
東京地下鉄(株)	淡路町駅、四谷三丁目駅、新宿三丁目駅、中野坂上駅、 新中野駅、荻窪駅、中野新橋駅、中野富士見町駅、 方南町駅、三ノ輪駅、入谷駅、仲御徒町駅、秋葉原駅、 茅場町駅、八丁堀駅、築地駅、東銀座駅、銀座駅、 日比谷駅、霞ヶ関駅、広尾駅	—

(3) 11月8日以降新たに報告があった、吹付けアスベストが旅客用のスペースに露出していた駅

事業者	駅名	現況及び予定
西日本旅客鉄道(株)	京都駅	囲い込み済み
大阪市交通局	守口駅、関目高殿駅、 天神橋筋六丁目駅、 中崎町駅、北加賀屋駅	平成17年度内に措置予定

2. バスターミナル

○11月8日時点で吹付けアスベストが旅客用スペースに露出していたバスターミナル

事業者	場所	現況及び予定
長崎県交通局	長崎駅前ターミナル バスコース天井	仮にビニールにより被覆済み。 平成17年度内に除去工事実施予定
(株)世界貿易センター ビルディング	浜松町バスターミナル バス走行車線天井	除去工事実施中
名古屋鉄道(株)	名鉄バスセンター バス走行車線天井	除去工事実施中
九州産業交通(株)	熊本交通センター バスターミナル連絡通路下部	除去済み

(注) 吹付けアスベストとは、アスベストを1%を超えて含有する吹付けロックウール、パーライト吹付け等も含まれます。また、アスベストを含有している可能性のある吹付け材とは、建設年次や目視等からアスベストを1%を超えて含有する可能性がある吹付け材をいいます。

以上

(お知らせ)

石綿に関する行動計画の進捗状況について

平成17年12月27日(火)

総合政策局建設業課 課長補佐 中山 義章

代表03-5253-8111

内線24743

直通03-5253-8277

総合政策局建設振興課 課長補佐 田上 恵生

代表03-5253-8111

内線24843

直通03-5253-8282

住宅局住宅生産課 課長補佐 武井 利行

代表03-5253-8111

内線39454

直通03-5253-8511

「アスベスト問題への当面の対応」において、建築物の解体時等の飛散予防の徹底の一つとして、関係する11の建設業団体等に、建設業における石綿に関する行動計画の作成を依頼し、9月29日に公表したところであるが、今般、具体的な行動計画の進捗状況を把握しましたので公表します。

(資料)

- ・石綿に関する行動計画の進捗状況について

平成17年12月27日
国土交通省

石綿に関する行動計画の進捗状況について

1. 目的・経緯

今後のアスベスト被害を拡大しない対応の一つとして、建設業における石綿に関する行動計画の作成、報告を求め、9月29日に公表したところであるが、今般、進捗状況を把握しましたので公表します。

2. 依頼内容

1. 依頼対象

- | | |
|-----------------|------------------|
| (社) 日本建設業団体連合会 | (社) 日本土木工業協会 |
| (社) 建築業協会 | (社) 全国建設業協会 |
| (社) 日本建設業経営協会 | (社) 全国中小建設業協会 |
| (社) 住宅生産団体連合会 | (社) 全国解体工事業団体連合会 |
| (社) 建設産業専門団体連合会 | (社) 日本空調衛生工事業協会 |
| (社) 日本電設工業協会 | |

2. 依頼項目

- (1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の作成
- (2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の作成

3. 行動計画の進捗状況

(1) 関係法令の遵守の周知徹底のための行動計画の概要

- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師100名を養成した。
- (社) 住宅生産団体連合会が、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の講師45名を養成した。
- (社) 日本建設業団体連合会、(社) 日本土木工業協会、(社) 建築業協会の3団体が、施工管理者等約2,100名を対象とした説明会を全国9ヶ所にて開催した。
- 主として(社) 全国建設業協会、専門工事業者団体が、講習会を実施、若しくは、建設業労働災害防止協会等他団体が実施する講習会に参加し、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の受講者約57,000人を養成した。
- (社) 住宅生産団体連合会が、低層住宅石綿取扱ガイドを12,000部作成し会員に配布した。
- 各団体が、ポスター約55,000枚、手帳30,000部を会員に配布し周知徹底を図った。
- 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載するとともに、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布し周知徹底を図った。

(2) 健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底のための行動計画の概要

- 各団体が、関係省庁の通達やポスター（電子データでも配布）、パンフレット等を活用し、各団体の傘下会員等に周知する。
- 各団体が、ホームページ及び機関誌等に情報を掲載し、各団体の傘下会員等に機関誌等を配布した。

3. 当省の今後の対応

なお、当省としては、今後とも関係省庁や関係団体等と連携をとりながら所要の支援、フォローアップを行ってまいります。

